

一般社団法人 日本医学教育評価機構

定 款

平成27年12月1日登記

一般社団法人 日本医学教育評価機構 定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本医学教育評価機構と称し、英文名を Japan Accreditation Council for Medical Education (略称「JACME」)とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区湯島一丁目3番11号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国の医学教育の質を国際的見地から保証することによって、医学教育の充実・向上を図り、わが国の保健、医療、福祉、衛生、並びに国際保健に貢献するため、医学部・医科大学等における建学の理念を確認するとともに、世界医学教育連盟(WFME)の国際基準をふまえて医学教育プログラムを公正かつ適正に評価することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学教育プログラム評価基準の策定と改訂
- (2) 医学教育プログラムの評価事業
- (3) 医学教育プログラムの充実・向上に関する教育事業
- (4) 医学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- (5) 医学教育プログラムに関する機関誌及び学術図書等の発行
- (6) 国内外関係機関との連携及び諸外国の医学教育評価の情報収集
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した全国国公私立の医学部長(医学群長、医学類長等を含む)、医科大学長、医科大学校長及び医師の育成を支援する下記の団体の代表者

- ① 公益社団法人 日本医師会
- ② 一般社団法人 日本医学会連合
- ③ 一般社団法人 日本医学教育学会

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、3ヶ月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が 2 年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散又は破産したとき。

(社員名簿の記載事項)

第 11 条 この法人は、社員の名称および住所を記載した名簿（以下「社員名簿」という。）を作成し、主たる事務所に備えておく。

2 社員への通知または連絡は、原則として社員名簿に記載された住所へ発して行う。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業計画及び収支予算書の承認
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長が招集する。

3 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出し、他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。

4 理事会において社員総会に出席しない社員が、あらかじめ通知された事項について、書面又は法令に準じた電磁的方法をもって議決権を行使することができることを定めたときは、社員は議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 1 名以上が、記名押印又は署名する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 18 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち 2 名以内を副理事長とする。

3 理事長および副理事長以外の理事のうち 1 名を常勤理事とすることができる。

4 第 2 項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

5 第 3 項の常勤理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員のなかから選任する。ただし、社員総会の決議により、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長及び常勤理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐する。

4 常勤理事は理事長および副理事長を補佐し、業務を執行する。

5 理事長及び常勤理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については総社員の半数以上の出席であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数に当たる決議をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常勤理事の選定及び解職

(開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が、記名押印又は署名する。

(理事会運営規則)

第 34 条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別途、理事会運営規則に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 9 章 委員会等

(委員会)

第 42 条 この法人の目的および事業を達成するため、理事会は、その決議により委員会等を設置することができる。

2 委員会等は、各分担事項について理事長の命により活動を行う。

3 委員会等の委員長は、理事長が任命する。

4 委員会等の委員は、社員及び学識経験者の中から理事会において選任する。

5 委員等の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

6 委員長は、社員総会及び理事会に出席して担当事項について報告し、意見を述べることができる。

7 委員会等に関しその他必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 44 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。
- 6 事務局の運営に関して助言を与える者として参与を置くことができる。

第 12 章 附則

第 45 条 }
第 46 条 } < 省略 >
第 47 条 }

(定款に定めのない事項)

第 48 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。